

工事請負契約におけるスライド条項の運用規定について

建設工事における、賃金水準や物価水準の変動により請負代金額が不適当となった場合に対応するため、下呂市が発注する建設工事に関してスライド条項の運用規定を以下のとおり定めています。

- ・工事請負契約約款第25条第1～4項（全体スライド条項）

長期にわたる比較的緩やかな物価変動に伴う請負代金額の適切な変更。

- ・工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）

資材の価格の著しい変動に伴う請負代金額の適切な変更。

- ・工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）

急激な物価変動に伴う請負代金額の適切な変更。

適用日

令和7年4月1日

運用規定

国土交通省及び岐阜県に準ずる。